

2019年度 第5回 理事会報告

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 入会審査

入会希望者 16名の2020年度入会を承認する。

第2号議案 2020年度事業計画案および予算案について

2020年度事業計画案および予算案を承認する。

第3号議案 2020年度定時社員総会の議題について

2020年度定時社員総会の審議事項および報告事項について承認する。

第4号議案 全国大会運営委員の委嘱および解嘱について

2019年度(第67回)秋季大会開催校(大分大学)の3名の任を解き、新たに2021年度(第69回)秋季大会開催校(関西福祉科学大学)の3名に委員委嘱することについて承認する。

第5号議案 論文投稿者による理事会への申し立てについて

論文投稿者による理事会への申し立てに対する回答文案を承認する。

第6号議案 韓国社会福祉学会自由研究発表者の選定について

韓国社会福祉学会に参加する自由研究発表者2チームの採択を承認する。

第7号議案 若手・女性研究者に対する支援検討委員会の委員会名変更について

委員会名を「研究支援委員会」に変更し、2020年度定時社員総会で報告のうえ、次期体制より新委員会名で活動を開始することを承認する。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事

代表理事(会長) 金子 光一

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

2020年3月13日

4. 議事録の作成に関わる職務を行った理事

代表理事(会長) 金子 光一

2020年3月6日、金子光一会長が理事の全員及び監事の全員に対して電磁的方法により上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、3月13日17時00分までに理事の全員から電磁的記録により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条(定款第45条)に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。なお、上記提案に対して異議を述べた監事はいなかった。

上記の通り、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、定款第47条の定めにより、会長及び監事が記名押印する。

以上